

東日本大震災津波に関する要望書

～平成 23 年度補正予算及び平成 24 年度政府予算編成等に向けて～

平成 23 年 8 月 3 日

岩手県知事 達増拓也

東日本大震災津波に関する要望項目

【重点要望項目】

I 横断的事項

- 1 復旧・復興のための事業は国費による力強い措置を基本とした事業の創設 ・ 2
(全省庁)
- 2 前例にとられない国の幅広い、強力な支援による早急な追加予算の措置 ・ 2
(全省庁)
- 3 復興特区制度の早期実現 2
(全省庁)
- 4 「復興一括交付金」等による地方の創意工夫を発揮させる仕組みの創設 ・ 2
(内閣府)
- 5 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保 .. 3
(総務省)

II 「安全」の確保

- 6 災害廃棄物(がれき)の早期処理に向けた支援 3
(環境省・国土交通省)
- 7 防災・消防に係る施設・設備の整備に向けた支援 4
(総務省)
- 8 公共土木施設等の早期復旧に向けた支援 4
(国土交通省・総務省)
- 9 鉄道の早期復旧に係る国の全面的な支援 5
(国土交通省・総務省)
- 10 被災地の早期復興に向けた総合的なまちづくり制度の創設 5
(国土交通省)
- 11 復興事業としての社会資本整備等の促進 6
(国土交通省)
- 12 被災市町村に対する人的支援等 8
(国土交通省)
- 13 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援 8
(環境省)
- 14 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化 8
(全省庁)

Ⅲ 「暮らし」の再建

15	被災者の避難生活及び生活再建に対する支援	9
	(内閣府・厚生労働省・国土交通省・総務省)	
16	被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援	10
	(厚生労働省)	
17	医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援及び継続的な人的支援	11
	(厚生労働省・総務省)	
18	文教環境の復旧・復興支援	13
	(文部科学省)	

Ⅳ 「なりわい」の再生

19	農林水産業の復旧・復興支援	15
	(農林水産省・厚生労働省)	
20	被災企業等への支援策の拡充	20
	(経済産業省)	
21	「ものづくり特区」等による東北(岩手)地域への産業集積支援	21
	(経済産業省)	
22	TOHOKU 国際科学技術研究への支援	21
	(内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省)	
23	観光施設・宿泊施設等の早期復旧と事業継続支援	22
	(国土交通省)	

【要望項目】

省庁別要望項目	23
内閣府	23
警察庁	23
総務省	23
外務省	25
財務省	25
文部科学省	26
厚生労働省	28
農林水産省	29
経済産業省	33
国土交通省	34
環境省	36
共通	37

東日本大震災津波に関する要望書

～平成 23 年度補正予算及び平成 24 年度政府予算編成等に向けて～

東日本各地に未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波は、平成 23 年 3 月 11 日の発災から 5 か月が経過しようとしておりますが、その被害の爪跡は、今もなお、被災地に色濃く残されている状況にあります。

特に本県においては、想像を絶する壊滅的被害を受けた沿岸地域を中心に、現時点（7 月 26 日現在）で、尊い命が失われ、また、未だ行方不明となっている方々が約 6,700 人と、その人的被害は極めて深刻であるほか、家屋の流失、倒壊等の中、避難されている方々も約 8,900 人にのぼり、依然、厳しい状況の中での生活を余儀なくされております。

このような中、本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からのご支援とご協力のなか、復旧・復興対策を進め、4 度にわたる補正予算を編成するとともに、このほど、「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画（案）」をまとめるなど、復興に向けて全力で取り組んでいるところでありますが、本県及び沿岸地域は、経済的にも財政的にも脆弱な地域であり、県や市町村の対応できる範囲を大きく超える被災地の甚大な被害や現場の切実な声に対し、迅速かつ十分な対応をとることが非常に困難な状況となっております。

国におかれましては、第 1 次補正に続く第 2 次補正予算の措置や「東日本大震災復興基本法」の制定、さらには「東日本大震災復興基本方針」の策定など、復興に向けてご尽力いただいているところですが、今後、早急に第 3 次補正の追加予算を措置いただくとともに、平成 24 年度概算要求に向け、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源を確保し、速やかに、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

【重点要望項目】

I 横断的事項

1 復旧・復興のための事業は国費による力強い措置を基本とした事業の創設（全省庁）

大地震及び大津波により、本県沿岸部の広大な面積において壊滅的な被害が発生したところであり、もともと地域経済が弱く、自主財源の乏しい地域であるため、県・市町村のみならず、漁協などの各種団体や地場企業も経営的な体力が脆弱な傾向にある

このことから、阪神・淡路大震災における特別措置を超える、国庫補助負担率の引上げや補助対象の拡大、採択基準の弾力化等の国の力強い措置を講じること

2 前例にとらわれない国の幅広い、強力な支援による早急な追加予算の措置（全省庁）

生産基盤をすべて流された漁業者、漁協等でも、この夏のウニ漁や秋サケ漁などを行う強い意欲を失っておらず、漁期を逸することのないよう必要な施設・設備の整備等について、十分な支援を行っていただく必要があるなど、被災住民の「生活」と「なりわい」を早急に取り戻すため、前例にとらわれない国の幅広い、強力な支援による、早急な追加予算措置をすること

3 復興特区制度の早期実現（全省庁）

区域・期間を限定した上で、規制・権限の特例、手続きの簡素化、重点的投資等により復興を支援する復興特区は、本県の復興のため必要不可欠な制度である

本県からも「岩手復興特区」として10種類の特区を提案しているところであり、復興基本法にも盛り込まれた復興特区制度の早期実現を図ること

その際、地方の意見を十分に反映すること

4 「復興一括交付金」等による地方の創意工夫を発揮させる仕組みの創設（内閣府）

地方の創意工夫を発揮し、被災地方公共団体の裁量で柔軟に活用す

るため、復旧・復興のための事業（ハード・ソフト）の財源を、各府省の枠を超え、国費による一括した交付金として交付する仕組みを創設すること

その際、復興は単年度で終わるものではないことから、複数年度分を一括して交付すること

5 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保（総務省）

国庫補助負担率の引上げや対象拡大等がなされた場合でも、国の直轄事業への負担金や、災害救助、各種災害復旧事業等の国庫補助事業の裏負担である地方負担分を合計すると、財政力の弱い本県にとって過重負担となり、今後の復興の大きな支障となる懸念があることから、復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保を図ること。

さらに、制度の隙間や補助対象外経費、地域ごとにニーズの異なる事例への配慮などが必要となることから、補助対象とならない各種災害復旧事業、仮設診療所への通院や仮校舎への通学の支援のための地域交通支援、農林水産業支援等を行う、きめ細かな地方単独事業の財源の充実・確保を確実に図ること

II 「安全」の確保

6 災害廃棄物（がれき）の早期処理に向けた支援（環境省・国土交通省）

被災地が広範囲かつ壊滅的な状況であることから、市街地や農地、幹線道路、河川等のがれき等の災害廃棄物の早期処理に向け、災害等廃棄物処理事業費補助金について、大企業の事業所の解体費用についても発災日までの遡及を含めて補助対象とし、地方に財政的負担が生じないようなものとする

災害廃棄物の全量を期限内に地域内処理することが困難であることから、他の都道府県の協力も得ながら広域処理を進めることとしているが、災害廃棄物についても放射性物質が含まれている懸念があり他自治体が慎重姿勢となっていることから、広域的な調整・支援を強化すること

また、今後、処理が必要ながれき等の破砕機械の需要が高まり確保が困難となることが予想されるため、国による広域的な調整・支援を行うこと

参考：県復興実施計画(案)関連事業

災害廃棄物緊急処理支援事業（防災のまちづくり／P14, 55）

7 防災・消防に係る施設・設備の整備に向けた支援（総務省）

消防救急無線のデジタル化の移行期限の延長と無線のデジタル化に係る市町村負担の大幅な軽減を行うこと

参考：県復興実施計画(案)関連事業

消防救急無線デジタル化事業（防災のまちづくり／P17）

8 公共土木施設等の早期復旧に向けた支援（国土交通省・総務省）

(1) 災害復旧事業等に対する財政支援

広範かつ甚大に被災した道路や河川、海岸、港湾等の公共土木施設等の早期復旧に向けて、国庫補助・負担率の引上げや、地方負担に係る全額交付税措置等を講じるとともに、国が実施する道路、港湾等の直轄災害復旧事業の地方負担に対する全額国庫負担など、国による全面的な財政措置を講じること

参考：県復興実施計画(案)関連事業

東日本大震災社会資本復旧事業（防災のまちづくり、交通ネットワーク／P14, 15, 16, 18, 19）

(2) 災害復旧事業等の制度改善等

災害復旧事業等によるがれき処理について、港湾区域や海岸区域の全域を対象とするなどの適用範囲の拡大を行うとともに、環境省所管の災害等廃棄物処理事業と同様に全額国庫負担とするなど、全面的な財政措置を講じること

また、災害復旧事業について、災害査定及び復旧工事に要する測量、調査、設計等の費用を全額補助対象とするとともに、設計変更等の事務手続きの簡素化、事業期間の延長等の見直しを行うこと

加えて、災害復旧事業等の適用範囲を港湾のふ頭用地など港湾施設

全体に拡大するとともに、港湾の上屋施設の復旧に対する国庫補助率の引上げや地方負担に係る交付税措置の充実等の財政支援を行うこと

参考：県復興実施計画(案)関連事業

東日本大震災社会資本復旧事業（防災のまちづくり、交通ネットワーク／P 14, 15, 16, 18, 19）

9 鉄道の早期復旧に係る国の全面的な支援（国土交通省・総務省）

三陸沿岸地域の復興のためには、沿岸を縦断する鉄道の早期全線再開が不可欠であり、鉄道の早期復旧について、以下の国による全面的な支援を行うこと

- (1) 壊滅的な被害を受けた三陸鉄道の施設復旧に際しては、地元自治体や事業者の負担のない国による新たな制度の創設又は現行制度の補助率を最大限引上げるとともに、県及び市町村負担については、補助災害復旧事業債の対象とし、起債への地方交付税措置を講じること

参考：県復興実施計画(案)関連事業

(仮称)三陸鉄道復旧整備事業（防災のまちづくり、交通ネットワーク／P 16, 20, 59）

- (2) 同様に甚大な被害を受けたJR八戸線・山田線・大船渡線の早期復旧に向け、東日本旅客鉄道(株)への支援・協力を行うこと

10 被災地の早期復興に向けた総合的なまちづくり制度の創設（国土交通省）

被災した市街地や漁業集落等の早急な復旧・復興を図るため、各個別法の調整手続きの一元化等による土地利用調整の簡素化や、都市計画法の市町村への権限移譲、土地区画整理事業や市町村が行う開発行為の手続きの簡素化等により、土地利用規制等の手続きの迅速化を図ること

また、小規模市町村でも実施可能な被災市街地復興区画整理事業に代わる新たな制度の創設や補助限度額のかさ上げなどの防災集団移転促進事業の拡充、避難ビル建設に係る構造強化や高層化への支援等

を含む、被災地の早期復興に向けた総合的なまちづくり制度を創設すること

参考：県復興実施計画(案)関連事業

多重防災型まちづくり推進事業（防災のまちづくり、生活・雇用／
P 14, 16, 17, 18, 22, 56, 57）

11 復興事業としての社会資本整備等の促進（国土交通省）

(1) 「復興道路」の早期完成

三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道の三陸沿岸地域を縦貫する道路、東北横断自動車道釜石秋田線の内陸部と三陸沿岸地域を連絡する道路を「復興道路」として位置付け、未事業化区間のルートを早期に決定するとともに、3年間で重点的に整備し、5年以内に全線開通すること

併せて、宮古盛岡横断道路（国道106号）を直轄権限代行により早期に整備すること

その際、道路事業の評価にあたっては、防災面の効果等を考慮した総合的な評価を行うこと

参考：県復興実施計画(案)関連事業

三陸復興道路整備事業（交通ネットワーク／P 19, 20, 64, 65）

(2) 津波対策のための防災施設等の整備

多重防災型まちづくりの基礎となる湾口防波堤や防潮堤等の防災施設並びに静穏度確保のための防波堤等の港湾施設を早期に復旧・整備すること

また、市町村の復興まちづくりと一体となって県が実施する防潮堤、河川堤防等の津波対策施設のかさ上げなどについて、災害復旧事業と同等の支援制度を創設すること

加えて、沿岸地域の雇用の中核的な担い手である拠点企業の早期復興のため、企業所有専用岸壁等の重要な施設の復旧にあたり、国において適切な支援を行うこと

参考：県復興実施計画(案)関連事業

多重防災型まちづくり推進事業（防災のまちづくり、生活・雇用／
P 14, 16, 17, 18, 22, 56, 57）

東日本大震災社会資本復旧事業（防災のまちづくり、交通ネットワーク／
P 14, 15, 16, 18, 19）

湾口防波堤等整備事業（防災のまちづくり、交通ネットワーク／
P 16, 19, 60）

(3) メモリアル公園等の整備

震災の記憶を未来に語り継ぎ、復興まちづくりと一体となって地域の防災拠点としての機能を有するメモリアル公園等を国営公園として整備すること

参考：県復興実施計画(案)関連事業

メモリアル公園等整備事業（防災のまちづくり／P18, 63）

(4) 国家プロジェクトとしての全面的な事業推進

直轄事業負担金制度の廃止などの全面的な財政支援や、復興が完了するまでの間「復興枠」として安定した予算を確保するとともに、直轄事業を強力に推進するための体制強化を行うこと

参考：県復興実施計画(案)関連事業

東日本大震災社会資本復旧事業（防災のまちづくり、交通ネットワーク／P16, 18, 19）

湾口防波堤等整備事業（防災のまちづくり、交通ネットワーク／P16, 19, 60）

メモリアル公園等整備事業（防災のまちづくり／P18, 63）

三陸復興道路整備事業（交通ネットワーク／P19, 20, 64, 65）

(5) 「復興枠」の創設等による社会資本整備費の重点投資

被災地の早期復興に向けて、被災した県及び市町村が実施する社会資本整備に対する国庫補助、社会資本整備総合交付金等の補助率等の引上げ、補助対象の拡充を行うとともに、「復興枠」の創設等により被災地に社会資本整備費を重点投資すること

参考：県復興実施計画(案)関連事業

多重防災型まちづくり推進事業（防災のまちづくり、生活・雇用／P14, 16, 17, 18, 22, 56, 57）

木造住宅総合耐震支援事業（防災のまちづくり／P16）

災害に強いライフライン整備事業（防災のまちづくり／P16, 18）

土砂災害対策施設整備事業（防災のまちづくり／P17）

三陸復興道路整備事業（交通ネットワーク／P19, 20, 64, 65）

港湾施設機能強化事業（交通ネットワーク／P20）

生活再建住宅支援事業（生活・雇用／P21）

応急仮設住宅再生供給事業（生活・雇用／P22）

住宅復興支援事業（生活・雇用／P22）

公営住宅エバーサルデザイン整備事業（生活・雇用／P27）

12 被災市町村に対する人的支援等（国土交通省）

被災市町村の震災復興計画の策定や、災害公営住宅建設等の復興事業の実施に係る国及び都市再生機構等関係機関による継続した支援の強化を行うこと

13 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援（環境省）

非常時においても一定のエネルギーを賄える災害に強い地域づくりに向け、防災拠点や避難所に指定される公共施設・学校、災害公営住宅等への太陽光発電、木質バイオマスなど三陸の地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進や電力自給・制御システムの構築等に対する基金創設への交付金による支援措置を講じること

その際、被災地域における復興には、一定の期間が必要であることを踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進に係る基金については、相当期間活用できるようにすること

参考：県復興実施計画(案)関連事業

(仮称)再生可能エネルギー導入促進事業（防災のまちづくり／P17）

14 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化（全省庁）

- (1) 国は、放射線の測定及び汚染対策について、責任をもって実施すること
- (2) 国は、今後新たに国民生活に影響を与えるような事案が発生しないよう、放射線の影響に係る対策について、遺漏がないか十分な点検を行い、必要な対応を行うこと
- (3) 国は、県が実施する測定や汚染対策に対する技術的支援を行うとともに、県や市町村等が実施した測定や汚染対策に係る費用について、過去に遡って負担すること
- (4) 国は、国民の安全・安心の確保のため、放射線の影響に係る基準を明確にするとともに、国民へ分かりやすく周知すること
- (5) 国は、具体的に生じた損害のみならず風評被害による損害についても、責任をもって賠償等が行われるよう必要な措置を講じること

参考：県復興実施計画(案)関連事業

(仮称)放射性物質総合対策事業（防災のまちづくり、水産業・農林業／P15, 37, 39, 44, 46, 50）

環境放射能水準調査事業（防災のまちづくり／P15）

Ⅲ 「暮らし」の再建

15 被災者の避難生活及び生活再建に対する支援（内閣府・厚生労働省・国土交通省・総務省）

(1) 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と手厚い支援

買取りによる応急仮設住宅に係る維持経費や避難所等から医療機関や生活物資調達拠点を結ぶ無料バス等の輸送経費及び応急仮設住宅団地内の生活環境整備に要する経費について、災害救助法に基づく救助の適用範囲とするなど、救助に要する経費の全てを対象とするとともに、全額国庫負担による支援を行うこと

参考：県復興実施計画(案)関連事業

応急仮設住宅整備事業（生活・雇用／P21）

(2) 被災者生活再建支援制度の充実

被災者の住宅再建が図られる支援金額に拡充するとともに、住宅半壊世帯も対象とするなど、支援範囲を拡大すること

さらに、都道府県の相互扶助の範囲を超えると考えられる大災害に関しては、被災者生活再建支援基金ではなく、特別法を制定し、全額国庫負担による基金を地方に創設して対応すること

(3) 個人の二重債務解消に向けた支援

個人の未払い住宅ローン等に係る二重債務問題については、その返済や新たな借入れが困難となっている状況から、被災者の生活再建に大きな障害となっていることから、その早期解決に向け、国による積極的な支援を行うこと

(4) 住宅確保に向けた対策

応急仮設住宅の建設に係る地方負担に対する全額交付税措置、災害公営住宅の整備に対する補助率の引上げや地方負担に係る全額交

付税措置等、被災者の住宅確保に向けて国の全面的な財政措置を講じること

また、被災した住宅の修繕や再建に対する手厚い支援を行うとともに、新たな住宅・宅地の提供を行うための体制整備や財政支援を含めた対策を講じること

併せて、広範囲に宅地の地盤沈下や擁壁等が損壊している地域に対して、宅地の復旧を行うための支援制度を創設すること

参考：県復興実施計画(案)関連事業

応急仮設住宅整備事業（生活・雇用／P21）

生活再建住宅支援事業（生活・雇用／P21）

災害復興公営住宅等整備事業（生活・雇用／P22, 68）

応急仮設住宅再生供給事業（生活・雇用／P22）

住宅復興支援事業（生活・雇用／P22）

多重防災型まちづくり推進事業（防災のまちづくり、生活・雇用／P22, 56, 57）

公営住宅エバーサルドesign整備事業（生活・雇用／P22）

16 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援（厚生労働省）

当面の雇用維持を図るため、被災者を新規雇用する事業主に対する雇用助成金制度の拡充や要件緩和をすること

また、被災地域では雇用の受け皿となる民間企業が被災したことから、安定的な雇用創出のため、地域雇用開発助成金について、事業所の新増設や離職者の雇用に対する助成対象、助成額・期間について拡充をすること

更に、被災地における緊急雇用創出事業臨時特例交付金のさらなる増額や期間延長等の措置を講じることにより、雇用の創出を図る総合的な施策を推進すること

参考：県復興実施計画(案)関連事業

緊急雇用創出事業臨時特例基金（生活・雇用／P23, 69）

17 医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援及び継続的な人的支援（厚生労働省・総務省）

(1) 医療施設の再開及び再開後の診療継続に対する支援

被災した全ての医療提供施設における、診療及び調剤等の再開に向けた施設・設備の整備に対し、十分な財政措置を講じること

具体的には、仮設診療所について、地域の実情に応じた整備・運営が図られるよう補助基準等を弾力的に運用するとともに、拠点的な機能を担う仮設診療所の設置に要する経費については、その役割に応じた手厚い支援を行うこと

災害復旧事業については、補助率の更なる引上げや、補助対象施設の拡大、津波被害に伴う施設の撤去及び移転等に対する被災地の実情に応じた弾力的な運用を図るほか、新たなまちづくりと一体となった医療提供施設の整備、医療従事者の確保や医療連携体制の構築など、被災地域の実情に応じた適時適切な復興の取組が可能となるよう、新たな基金造成のための財政支援を行うこと

また、地域の中核的な医療機関の機能回復に向けて、医師や看護師等の医療スタッフが十分な期間継続して派遣されるよう手厚い支援を行うこと

参考：県復興実施計画(案)関連事業

被災地医療確保対策事業（保健・医療・福祉／P 24, 71）

（仮称）医療施設等復旧・復興支援事業（保健・医療・福祉／P 24）

(2) 復興に向けた医療連携の取組に対する支援

広大な県土において有効な、地域の医療機関と大学病院等による遠隔医療の導入と運営に対する財政支援と規制緩和や、非常時でも高度医療・救急医療に対応できる発電機能を持ったエネルギー自己完結型の災害拠点病院の整備、災害時において拠点病院が有効に機能できるよう、衛星通信システムの導入や耐震機能の強化、災害時における医師派遣や被災地医療の研修・教育体制の整備及び運営に対する財政支援など、復興後の医療体制を見据えた医療連携の取組のための手厚い支援を行うこと

参考：県復興実施計画(案)関連事業

（仮称）遠隔医療設備整備事業（保健・医療・福祉／P 26）

（仮称）災害拠点病院等非常用設備整備事業（保健・医療・福祉／P 26）

（仮称）地域医療医師支援事業（保健・医療・福祉／P 25）

(3) 社会福祉施設等の災害復旧に対する支援

被災した全ての社会福祉施設及び介護保険施設等における災害復旧事業について、補助率の更なる引上げや、補助対象施設の拡大、津波被害に伴う施設の撤去及び移転等に対する被災地の実情に応じた弾力的な運用を図ること

また、これらの施設運営や被災者に対する健康支援等に従事する介護職員や保健師、栄養士等の専門職員が、十分な期間継続して派遣されるよう手厚い支援を行うこと

参考：県復興実施計画(案)関連事業

老人福祉施設等災害復旧事業（保健・医療・福祉／P 24）

障害者支援施設等災害復旧事業（保健・医療・福祉／P 24, 25）

児童福祉施設等災害復旧事業（保健・医療・福祉／P 26）

(4) 基金を活用した取組に対する継続的な支援

震災からの復旧・復興に向けた取組みを継続して実施していくために、安心こども基金（保育所緊急整備事業）、障害者自立支援対策臨時特例基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び地域自殺対策緊急強化基金について、設置期間の延長、積み増し及び弾力的な運用を行うこと

参考：県復興実施計画(案)関連事業

地域支え合い体制づくり事業（保健・医療・福祉、地域コミュニティ／P 24, 26, 33）

被災地障がい者相談支援事業（保健・医療・福祉／P 24）

介護サービス施設等整備臨時特例事業（保健・医療・福祉／P 26）

児童福祉施設等災害復旧事業（保健・医療・福祉／P 26）

（仮称）震災ストレス外来設置支援事業（保健・医療・福祉／P 27）

災害時要援護者支援対策事業（地域コミュニティ／P 32）

（仮称）障がい者を地域で支える体制づくり事業（地域コミュニティ／P 33）

(5) 津波被害から地域を守る福祉のまちづくりのための新たな基金の創設

被災地における新たなまちづくりにおいては、将来、再び津波被害があっても必ず人命を守り、安心して生活できるよう、要援護者に対する支援のあり方やユニバーサルデザインの考え方等に立脚し

た“福祉のまちづくり”を地域ぐるみで進めていく必要がある
このためのハード・ソフトの取組が地域の実情に応じて柔軟にか
つ長期にわたってできるよう、新たな基金造成のための財政支援を
行うこと

(6) 被災した公立病院の医療機能回復等に向けた地方公営企業繰出金の拡充

震災前から医療資源の乏しい沿岸地域において、公立病院は地域医療における大きな役割を担っており、早期に医療機能回復を図るため、公営企業への一般会計繰出金（国の基準）を拡充すること

具体的には、繰出金の特例について、今般通知があった起債対象事業に対する財政措置に加え、喫緊の課題である仮設診療所等のリース料等に係る経費、被災した病院の解体撤去費に対して繰出金の拡充を行うこと

18 文教環境の復旧・復興支援（文部科学省）

(1) 学校・公立文教施設の復旧整備

津波浸水区域にある学校施設及び学区内の被災状況から新築移転復旧する必要のある学校施設については、全て国庫補助対象とするとともに、原形復旧に当たらない防災機能の強化、震災に起因する学校統合のための新築、新築移転復旧に伴う被災学校施設の解体費用、及び応急仮設校舎等の整備に伴う用地取得等に要する経費も国庫補助対象とすること

併せて、現在補助対象となっている学校施設に限定せず、公立文教施設に拡大することにより、教育研修施設や文化・体育施設も補助対象とすること

参考：県復興実施計画(案)関連事業

学校施設災害復旧事業（防災のまちづくり、教育・文化／P 15, 28）

（仮称）県立学校施設防災機能強化事業（防災のまちづくり、教育・文化／P 15, 29）

社会教育施設等災害復旧事業（教育・文化／P 30）

スポーツレクリエーション施設災害復旧事業（教育・文化／P 30）

(2) 通学手段の確保

被災した児童生徒の通学手段の確保について、被災児童生徒就学支

援等臨時特例交付金による就学援助事業の通学用品費等（通学費）の国費支援上限額を撤廃するとともに、当該就学援助事業の対象とならない児童生徒の通学手段確保に要する経費への十分な支援措置、学校の設置者がバスを購入する場合のへき地学校に対する補助制度を被災地の学校に適用するなどの適用範囲の拡大のほか、被災に伴う通学手段の確保策を含む補助要件拡大、補助率かさ上げ、高等学校への適用範囲拡大を行うこと

参考：県復興実施計画(案)関連事業

被災地児童生徒就学支援事業（教育・文化／P28）

高等学校通学バス運行事業（教育・文化／P28）

(3) 教職員の確保等

児童生徒数の激変に対する教職員定数の弾力化と復興に向けた教職員の加配措置を引き続き講じるとともに、被災地の復興に必要な多額の財源を確保するため、復興期間中については、義務教育費国庫負担金の負担率を3分の1から全額負担とすること

さらに、教職員に対する心のケアや教職員の住居の確保のための財政支援措置を講じること

参考：県復興実施計画(案)関連事業

被災地学校等への教職員配置事業（教育・文化／P29）

教職員住宅等災害復旧事業（教育・文化／P29）

(4) 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的・財政的支援

復興事業に伴う埋蔵文化財調査について、発掘調査面積が大幅に増加する見込みであることから、人的支援を行うこと。また、現行の埋蔵文化財緊急調査事業では、調査量の増大に伴い被災市町村及び県の財政的負担も増加することに鑑み、補助率のかさ上げ、補助対象等の見直しを含めた財政的支援を行うこと

参考：県復興実施計画(案)関連事業

県内遺跡調査事業（教育・文化／P30）

IV 「なりわい」の再生

19 農林水産業の復旧・復興支援（農林水産省・厚生労働省）

生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めたすべての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、総力を挙げた支援を行うこと

(1) 国家プロジェクトとしての水産業の復旧・復興支援

ア 漁業と流通・加工業の一体的な再建

(ア) 大津波により、漁船、漁港、養殖施設、流通、加工施設等、水産業の基盤となる設備・施設が壊滅的な被害を受けたことから、水産業の両輪である漁業と流通・加工業の一体的な再建に向けた全面的な支援

(イ) 生産から流通・加工まで一連の共同利用施設を対象とし、原形復旧に止まらない、施設・設備の本格的な復旧・整備を可能とする高率補助等による支援

- ・ 震災後の水産業再生を促進するための高率補助の交付金の創設
- ・ 災害復旧事業の補助額算定基礎を償却残額ではなく整備費とする特例措置
- ・ 設計監理費を災害復旧事業の補助対象として追加

(ウ) 既に着手した各種復旧措置に対する遡及的支援の実施

(エ) 広範・多様な被災施設等を複数年度にわたって段階的・計画的に整備するための制度、予算の措置

(オ) 民間事業者の水産加工施設の復旧・整備への支援

イ 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の円滑な再開

(ア) 漁協が一括購入し、組合員が共同利用する漁船・漁具等の整備への支援の継続

(イ) 県有を含む種苗生産施設の復旧・整備や養殖用種苗の確保への支援

(ウ) 水産業再生の中核となる漁協の事業推進機能を早期に回復するための、事務所・設備等の復旧への支援

(エ) 漁協を核とした漁業、養殖業の円滑な再開を推進するための、漁協・関係団体の運営経費への支援

ウ 漁港等の復旧・復興

(ア) 漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の早急な復旧に向けた全面的な支援

(イ) 地域づくりの方向性との整合を図りつつ、津波シミュレーションに基づき地方公共団体が決定した海岸保全施設のかさ上げ工事について、激甚災害指定に伴う特別の財政援助によりかさ上げされた災害復旧事業の補助率と同等の補助率となる事業を創設すること

エ 漁業者等の生活補償等

生活手段を失った漁業者等に対する緊急雇用制度の拡充（新たな基金の設置）や、生産を再開し収入が得られるまでの間の所得補償等による生活支援

参考：県復興実施計画(案)関連事業

共同利用漁船等復旧支援対策事業（水産業・農林業／P 35, 82）

水産業経営基盤復旧支援事業（水産業・農林業／P 35, 83）

漁業協同組合等機能回復支援事業（水産業・農林業／P 35）

水産業共同利用施設災害復旧事業（水産業・農林業／P 36）

製氷保管施設等早期復旧支援事業（水産業・農林業／P 36, 85）

漁港災害復旧事業（水産業・農林業／P 38, 88）

(2) 農業・農村の復旧・復興支援

ア 農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実

(ア) 津波により、壊滅的な被害を受けた地域において実施する災害復旧関連事業について、「併せ行う事業」の限度額や面積などの要件の大幅な緩和

(イ) 非農用地を含む土地利用の大胆な見直しにも対応した、農業・農村基盤の整備が可能な制度の創設

(ウ) すべての農業生産基盤の早期復旧に向け、国庫補助対象を1箇所工事費が40万円未満の小規模災害にも拡大するとともに、国庫負担割合、起債充当率等の取扱を40万円以上の災害と同様とする措置の実施

(エ) 被災調査や査定設計委託及び災害復旧関連事業の事業計画書作成等に要する費用に対する全面的な財政支援

(オ) 被災農業者等の土地改良事業負担金や土地改良区賦課金及び

被災した土地改良区の事務所や設備等の再建に対する全面的な財政支援

イ 被災地域における新たな産地づくりに向けた総合的な支援

(ア) 被災地域の復興計画に位置付けられた、園芸や畜産のモデル団地の形成に必要な施設用地の造成、生産施設・機械等の整備を全面的に支援する制度の創設

(イ) 新たな産地の担い手を計画的に確保・育成するため、新規就農者等に対する経営管理能力の向上や実践研修、初期投資の軽減に活用する基金制度の創設

ウ 農業者の経営再建に向けた支援

(ア) 営農再開に必要な生産施設・機械等の購入経費に対する全面的な支援

(イ) 燃料や飼料不足に伴う生乳廃棄、家禽の死亡に対する損失補てん対策の実施

参考：県復興実施計画(案)関連事業

農業共同利用施設災害復旧事業（水産業・農林業／P 39）

被災農家経営再開支援事業（水産業・農林業／P 39）

東日本大震災農業生産対策事業（水産業・農林業／P 39）

（仮称）農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（災害復旧事業）
（水産業・農林業／P 39）

（仮称）農業復興総合支援事業（整備事業）（水産業・農林業／P 39, 89）

被災者農業雇用支援事業（水産業・農林業／P 40）

（仮称）農業復興総合支援事業（推進事業）（水産業・農林業／P 40, 89）

がんばろう！岩手・農村起業復興支援事業（水産業・農林業／P 40）

団体営畜産経営環境整備事業（水産業・農林業／P 41）

（仮称）畜産経営再生可能エネルギー導入事業（水産業・農林業／P 41）

（仮称）三陸みらい園芸産地づくり事業（水産業・農林業／P 41, 91）

（仮称）次世代農業技術開発拠点整備事業（水産業・農林業／P 41）

（仮称）三陸みらい農業担い手応援事業（水産業・農林業／P 41, 92）

（仮称）安全・安心グリーン・ツーリズム展開事業（観光／P 50）

農地等災害復旧事業（水産業・農林業／P 39）

団体営農地等災害復旧事業（水産業・農林業／P 39）

小規模農地等災害復旧事業（水産業・農林業／P 39）

（仮称）土地改良区機能回復支援事業（水産業・農林業／P 39）

海岸保全施設災害復旧事業（水産業・農林業／P 39）

（仮称）農地災害関連区画整理事業（水産業・農林業／P 40, 90）

（仮称）住環境再建支援関連農地整備事業（水産業・農林業／P 41）

(3) 森林・林業、木材産業の復旧・復興対策

ア 公共土木施設等の復旧の支援

林野関係施設災害の復旧に対する補助率の引上げ及び地方負担に対する特別交付税措置による全額国費措置(治山、林道)とするとともに、壊滅的な被害を受けた防潮林の復旧を図るため、全額国庫負担の復旧対策事業の創設

イ 林業関係施設の復旧等の支援

(ア) 被災した合板・製材工場の本格的な復旧・整備に対する支援制度の創設

(イ) 原木等の受入れ停止による素材生産業者等への影響を軽減するため、被災した工場が再稼働するまでの地域外への運搬経費支援の継続や原木チップの支援対象への追加

参考：県復興実施計画(案)関連事業

森林組合機能回復支援事業（水産業・農林業／P 42）

（仮称）木材供給等復旧対策事業（水産業・農林業／P 42, 93）

治山災害復旧事業（水産業・農林業／P 42, 94）

(4) 被災農林漁業者の二重債務問題の解消

被災農林漁業者等が、不安なく農林漁業の再生に取り組めるよう、既往債務について、元金償還や利子支払の一時猶予、償還期限の延長など、特別な措置の実施

参考：県復興実施計画(案)関連事業

復興支援ファンド設立支援事業（水産業・農林業、商工業／P 36, 43, 45, 95）

(5) 福島原子力発電所事故による畜産被害等への対応

ア 安全・安心な牛肉の流通体制の構築

(ア) 既に市場に出回っている牛肉のうち、放射性物質の暫定規制値を超過した牛肉は、国が買い上げ市場から隔離すること

(イ) 国の責任において、肉用牛の放射性物質の全頭検査を行うとともに、暫定規制値を超過した牛肉は、国が買い上げ市場から隔離すること

イ 風評被害の防止等

(ア) 牛肉の安全性についての正確な情報提供やPR活動を行うこと

(イ) 県、市町村、団体等が実施する風評被害防止対策に要する経費

に対して、全面的に支援すること

ウ 畜産農家等の経営安定対策

- (ア) 検査体制の不足や市場価格の下落等による、出荷遅延・調整に伴う掛かり増し経費及び中途死亡等による損失を全額補てんすること
- (イ) 枝肉価格や子牛価格の低下による損失に対して、全額補てんすること
- (ウ) 畜産農家等を対象とした無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること

エ 畜産農家等に対する損害賠償の確実な実施

- (ア) 東京電力による損害賠償が十分かつ迅速に行われるよう国が責任をもって対処すること
- (イ) 損害賠償手続きを進める各県の損害賠償対策協議会の活動に要する経費（弁護士報酬を含む）については、畜産農家等の負担が生じることのないようにすること

オ 安全な粗飼料の確保対策

- (ア) 安全な稲わらや牧草などの粗飼料確保のため、全国的な調整や代替飼料のあっせんなどを行うこと
- (イ) 放射性物質の暫定許容値を超過し、利用できなくなった稲わらの管理・処分方法について、早急に明確な方針を示すとともに、その処分経費を全額補てんすること

カ 放射性物質が含まれる可能性のある堆肥等の対策

放射性物質の基準値を超過し、利用できなくなった堆肥等の管理・処分方法について、早急に明確な方針を示すとともに、その処分経費を全額補てんすること

キ 放射性物質の検査体制整備に対する支援措置

放射性物質の検査体制を早急に構築するため、検査機器の整備費用や検査実施に要する経費に対して全面的に支援するとともに、検査機器の確保を事業関係者等に対して働きかけること

参考：県復興実施計画(案)関連事業

(仮称)放射性物質総合対策事業（防災のまちづくり、水産業・農林業／P 15, 37, 39, 44, 46, 50）

20 被災企業等への支援策の拡充（経済産業省）

沿岸部の多くの事業者が甚大な被害を受け、また内陸部の事業者も深刻な間接被害を受けるなど、県内経済は未曾有の危機に直面していることから、一刻も早い復旧・復興に向け、被災企業に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設、政府系金融機関等による大幅な減免や公的ファンドによる債権の買取など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援策を講じること

特に、企業の既存債務に係るいわゆる二重ローン問題については、その早期解決に向け、既存債務の解消のための国による地域の実情に合わせた積極的な支援を行うこと

(1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の拡充等

国の一次補正で措置された当該補助事業について、ガレキ処理や用地確保などの要因から、今回の募集には間に合わず、改めて公募があればぜひ提案したいとする声が多く寄せられているところであり、また今後も、本格的な復興に向け事業計画を準備したいとするグループが出てくることも予想されることから、当該事業費の増額とともに、来年度以降も本事業を継続して実施されること

また、県負担分に係る地方財政措置を講じること

参考：県復興実施計画(案)関連事業

中小企業等復旧・復興支援事業（水産業・農林業、商工業、観光／
P 36, 44, 46, 49, 86）

(2) 小規模事業者への支援策の拡充

中小企業、中でも中堅・中核企業を核とするグループには補助事業が創設されたものの、多数の特に零細な小規模事業者向けの助成制度が十分でないことから、まちづくりがスムーズに再開されるためにも、早期の施設・設備の復旧に向けた一定の補助金など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援を行うこと

(3) 二重ローンの解消に向けた積極的な支援

企業の早期再建を強力に推し進めるためには、買取対象については広く再建意欲のある事業者全体とし、買取額については企業価値に応じた弾力的な価格とすることとし、金融機関との連携が円滑に図られるよう支援策を講じること

また、早急にファンド設立を行うこととし、中小企業基盤整備機構などの損失に対する強い支援を行うこと

参考：県復興実施計画(案)関連事業

復興支援ファンド設立支援事業（水産業・農林業、商工業／
P 36, 43, 45, 95）

21 「ものづくり特区」等による東北（岩手）地域への産業集積支援（経済産業省）

今般の災害は、住民生活から産業振興までかつてない範囲で社会全体を覆い、我が国産業の根幹をも揺るがしていることから、再び我が国が世界をリードする強固な産業国家となるための戦略の中で、被災した東北をその牽引役に位置付けるとともに、その実行のための特別法の制定などにより、振興地域として、復旧から復興、発展へと成長するための諸施策を集中的に投入すること

特に、本県並びに東北の基幹産業である自動車・半導体関連産業などの復興から更なる発展、その支えとなる物流インフラの早期整備に向けた、優遇策の適用など、「ものづくり特区」等による総合的な措置を講じること

参考：県復興実施計画(案)関連事業

特区制度の活用による被災企業等への優遇税制の実施（商工業／
P 44, 46）

22 TOHOKU 国際科学技術研究への支援（内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省）

東北全域の復興を目指し、世界のフロントランナーとなる防災研究、海洋研究、素粒子・エネルギー研究の国際的科学技術研究所の誘致・創設に向けて、国家プロジェクトとして取り組むこと

(1) 岩手県沿岸地域への国際的防災研究拠点の構築

本災害からの復興、更には、世界で二度と同じ悲しみを繰り返すことなく、人類が自然との共生を図っていくためには、三陸地域をフィールドとし、世界の英知を集めて防災に関する学術的・実践的な研究を行い、その成果の活用・展開と世界へ向けた情報発信を行うとともに、今回の災害の記録・記憶を後世へ正しく継承していくことが重要

であることから、これらの取組を総合的に推進していくため、本県に、国際的防災研究拠点や海底地震・津波観測ネットワークシステム等を国が整備すること

参考：県復興実施計画(案)関連事業

(仮称)国際的研究開発拠点形成促進事業（商工業／P47, 97）

(2) いわて三陸国際海洋研究拠点の構築

地震・津波により三陸沿岸域の海洋生態系は激変しており、これまでの長年にわたる海洋生態系の知見の蓄積を生かした海洋研究や三陸海域の豊富な海洋資源の活用研究等を通じた海洋生態系の回復、豊かな海洋環境の再生や水産業の復興が重要であることから、被災した研究機関の復旧について国が全面的な支援を行うとともに、海洋物理、海洋生物、海洋地質、海洋再生可能エネルギー等広範な研究機能を集積した海洋に関する総合的研究拠点を国が整備すること

参考：県復興実施計画(案)関連事業

(仮称)国際的研究開発拠点形成促進事業（商工業／P47, 97）

海洋研究拠点復興促進事業（商工業／P47）

(3) 素粒子・エネルギー研究拠点の構築

素粒子・エネルギー研究に関しては、長期的に関連産業の集積や雇用の創出が期待できる国際的大型プロジェクトであり、研究者コミュニティで取組が進められていることから、国際リニアコライダー（ILC）を中核とした国際研究機関の誘致に向け、調査費を措置するとともに、加速器空洞等関連研究開発施設の本県へ設置など環境整備を進めること

23 観光施設・宿泊施設等の早期復旧と事業継続支援（国土交通省）

被災した観光施設や宿泊施設等の早期復旧と事業者の事業継続のための大型補助制度の創設などハード・ソフト両面にわたる総合的な支援措置を講じること

参考：県復興実施計画(案)関連事業

中小企業等復旧・復興支援事業（水産業・農林業、商工業、観光／P36, 44, 46, 49, 86）

【要望項目】～省庁別要望事項～

【内閣府】

- 1 大規模災害であることを踏まえた被災者生活再建の拡充に対する手厚い補助等の支援
- 2 特別立法による被災者生活再建支援の特例的基金の創設
- 3 被災者台帳作成のガイドラインの策定及び財政支援
- 4 国の補正予算に対応した補助裏などの地方負担分や、地方単独経費による災害対応関係経費などに充当可能な、これまでも増して自由度の高い交付金の創設
- 5 自殺対策緊急強化基金の期間の延長及び積み増し
- 6 福島第一原子力発電所事故への国の一元的な対応等
 - (1) 原子力政策は国の専管事項であり国の一元的な責任のもと、各省庁における速やかな安全性基準等の制定と統一的な運用及びこれらの国民への丁寧な説明の実施
 - (2) 出荷制限や風評により生産者等へ与えた損害の補償の明確化
 - (3) 原発事故対応として県及び市町村が実施した放射能関係の調査・測定及び放射能の低減策に係る経費（機器購入、専門業者への調査・測定、土壌等の除染業務等の委託費用等）全額の負担
- 7 新公益法人制度への移行期間の延長及び優遇措置の拡充
- 8 大規模災害時において、応援部隊の活動拠点や援助物資の搬出拠点等となる広域防災拠点の整備

【警察庁】

- 1 県警察官の緊急増員及びこれに伴う財政措置
- 2 治安基盤施設の復旧に係る経費について、建築費のほか、用地取得費、設計費等の関連経費についても国庫補助対象となるよう範囲を拡大
- 3 復旧に必要な交通安全施設等の整備に関する財政措置
- 4 復興のために新たに必要となる交通安全施設等の整備事業に関する財政措置
- 5 運転免許試験場（沿岸運転免許センター）の復旧（免許システム、機器整備等）に関する財政措置
- 6 災害等各種事案に迅速に対応するための総合指揮室の整備に関する財政措置
- 7 通信機器その他装備資機材の整備に関する財政措置
- 8 警察情報通信基盤の早期復旧に関する財政措置
- 9 警察の災害警備活動に要する経費への支援

【総務省】

- 1 被災団体に対する財源措置等の充実
 - (1) 災害復旧事業にとどまらず、今後の復興や被災者支援事業などこれまで以上の国庫補助・負担率の引上げや特別の地方債の発行など、地方財政措置等の拡充を行うこと
また、これらのハード・ソフトにわたる直接の行政サービスのみならず、そのベースとなる行政事務の負担の増大、人件費の増等を的確に財政需要として捕捉し、適切な財源措置を講じること
(具体例)
 - ・ 県では長期間にわたり市町村等の現地への職員派遣、刻々と変化する現地の状況に合わせた支援策や対策の立案、関係機関との連絡が必要となり、これらに要する人件費や事務費が膨大となる見込み
 - ・ 災害復旧事業の前提となる調査費の大半は、国庫補助事業の対象外であり、被害が広範かつ甚大である本県にあっては、多大な財政負担が生じるおそれ

- (2) 災害対応のニーズの多様化や長期化等に伴い、補助制度の対象外となる対応が増加しているが、こうした単独事業についても的確に財政需要として捕捉し、適切な財源措置を講じること
 (具体例)
- ・ 現地の病院施設が被災したことによる被災者の中核病院への通院のための無料バスの運行経費
 - ・ 被災した児童・生徒が当面必要とする教科書、教材及び給食費支給に要する経費
 - ・ 被災地に駐在する災害対応職員の宿泊に要する宿泊施設借り上げ経費 等
- (3) 庁公舎、備品等の整備（仮庁舎の整備や一次移転経費を含む）に対して、弾力的な運用が可能な自由度の高い交付金や地方交付税による措置を講じること
 (備品等の例：公用車、OA機器類、OAシステム、通信機器、自家発電設備等)
 また、旧市町村単位等に設置されている支所・出張所の被災に係る復旧に対して財政措置を講じること
- (4) 被災した公立病院の医療機能回復等のための地方公営企業繰出金の拡充
 (具体例) 仮設診療所に係る医療器械も含めた施設・設備整備及びリース料金等運営に係る経費、被災した病院の解体撤去費
- 2 地方債の特例措置の実施、特別の地方債の創設
 復興計画等に基づく特別の地方債（システム構築等のソフト事業・取り壊しのみの事業、土砂災害防止法に基づく基礎調査等に係る地方債）の創設、交付税措置の拡充
- 3 地方公営企業の手数料の減免措置等による減収額に対する補填措置の創設
- 4 三陸鉄道の復旧に際して、災害復旧に関する国庫補助制度の県及び市町村負担（会社負担分に係る県・市町村負担も含む）について、補助災害復旧事業債の対象とし、起債への地方交付税措置を講じること
 また、三陸鉄道の維持運営や代行バス運行経費に対する県及び市町村負担について、地方交付税措置を講じること
- 5 被災者の移動手段の確保のため、避難所等から医療機関や生活物資調達拠点を結ぶ県及び市町村が運行している無料バス等の輸送経費について、地方交付税措置を講じること
- 6 上下水道や市場など地方公営企業等に係る災害復旧事業債に対する交付税措置の創設
 災害復旧事業における地方公営企業等災害復旧事業（上下水道、市場）に係る起債についても、元利償還金に対する交付税措置を講じること
- 7 一部事務組合で共同処理している市町村の非常勤職員の公務災害補償について、東日本大震災に伴う想定外の多額の費用に充てる、該当市町村の特別負担額や引き上げが予想される構成市町村の一般負担額等に対する特別交付税による措置
- 8 合併特例債の発行期間（現在は合併後10年間）の延長と甚大な被害を受けた公共施設等を合併特例事業として建設した場合の元利償還金の交付税措置の拡充（現在の70%から災害復旧債並みの95%に引き上げ）
- 9 被災地の復興計画との整合性を図るため過疎地域自立促進特別措置法の失効期限の延長
- 10 被災地のコミュニティ再生・活性化に向けた地域づくり活動や集会施設（災害復旧の対象となる公民館等を除く全壊地域の仮設集会所、コミュニティセンター、自治会集会所等）の修繕・整備等に対する財政支援
- 11 情報通信網の復旧
- (1) テレビ、インターネット及びケーブルテレビ
 一部地域の設備等が未だ仮復旧の状況にあることから、テレビ、インターネット及びケーブルテレビの設備等に係る早期の本格復旧に向けた支援
- (2) 固定電話及び携帯電話
 一部地域の設備等が未だ仮復旧の状況にあることから、固定電話及び携帯電話の設備等に係る早期の本格復旧に向けた支援
- (3) 仮設住宅等への支援
 仮設住宅等についてテレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等が利用できる環境

整備への支援

- 12 災害時に情報収集手段が確保できるよう、ラジオの難聴解消及びコミュニティFMの設立・エリア拡充に対する支援制度の創設
- 13 市町村等が設置した地上デジタル放送移行のための共聴施設や光ファイバー等の情報通信基盤の災害復旧及び復興に対する予算の拡充と次年度以降の継続支援
- 14 消防関係
 - (1) 消防救急無線のデジタル化について、平成28年5月の移行期限の延長、並びに無線のデジタル化に係る市町村負担の大幅な軽減
 - (2) 殉職者、障がい者となった消防職団員に対して、県及び市町村が支給する賞じゅつ金への財政支援
 - (3) 被災地で活動する消防団員の出勤手当等への更なる財政支援
 - (4) 県や各市町村が震災関連業務を円滑に行うために「被災者支援システム（仮称）」を導入する経費に対する財政支援。
 - (5) 消防防災施設・設備災害復旧費補助金を平成24年度以降も継続実施
 - (6) 消防防災施設災害復旧費補助金における庁舎等建設に係る規模要件の緩和
 - (7) 広域防災拠点を地方が整備する場合の財政支援
 - (8) 自主防災組織が行う防災活動への財政支援
 - (9) 避難環境の整備に対する国による全面的な財政支援

【外務省】

- 1 大震災津波による流失、火災等により旅券を紛失又は焼失し、旅券特例法の施行日前に旅券の再発給を受けた者に係る手数料の還付（手数料免除の遡及適用）

【財務省】

- 1 被災者・被災企業に対する国税の減免措置等、各種特例措置の適用
 - (1) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）による特例措置と同等以上の特例措置の創設
 - ① 所得税
 - ア 被災者向け住宅、被災代替資産等に係る償却の特例
 - イ 災害復興のため土地等を譲渡した場合、災害に伴う事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例
 - ウ その他必要な特例措置
 - ② 法人税
 - ア 被災者向け住宅等に係る償却の特例
 - イ その他必要な特例措置
 - (2) 被災家屋の代替取得に係る消費税の特例（消費税法）

被災者の早期の生活再建、被災地における産業の早期復興に資するよう、災害により滅失、損壊した居住用家屋、事業用家屋の代替取得については消費税を課さないこととする
 - (3) 被災企業に対する所得税、法人税をはじめとする税制全般の減免等の特別措置
被災企業等に対する法人税等の減免措置、復興資金を捻出するために行う土地等の売却にかかる譲渡益課税の免除
- 2 被災した県及び市町村が実施する社会資本整備に対する補助事業、社会資本整備総合交付金等の補助率等の引上げ、補助対象の拡充を含む、被災地の早期復興に向けた「復興枠」としての社会資本整備費の重点投資

【文部科学省】

- 1 公立学校施設災害復旧費国庫負担法等の対象の拡大
 - (1) 現在補助対象となっている公立学校施設に限定せず、公立文教施設に拡大することにより、教育研修施設や文化・体育施設等も補助対象とすること
 - (2) 新築移転する必要のある学校施設については、全て国庫補助対象とするとともに、原形復旧に当たらない防災機能の強化、震災に起因する学校統合のための新築等、国庫補助対象範囲拡大
 - (3) 現行制度では国庫補助対象となっていない応急仮設屋内運動場の整備についても、補助対象とすること
- 2 公立文教施設復興整備に係る一括交付金の創設
補助対象範囲を拡大した公立文教施設の復旧に要する経費を一括交付金化するとともに、交付金の執行に関して権限を委譲
- 3 災害復旧に係る設計書作成の省略（見積書等の活用）
- 4 教職員住宅確保のための被災地及び被災地周辺の既存教職員住宅の改修費用の財政的支援、応急仮設教職員住宅設置及び校地に隣接しない教職員住宅の災害復旧に係る国庫補助制度の対象範囲拡大
- 5 被災した幼児児童生徒の学業及び通学に対する支援
 - (1) 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金による就学援助事業の給食費及び通学用品費等（通学費）支援に係る国費支援上限額の撤廃
 - (2) 被災児童生徒の就学のための通学バス運行委託経費及びバス購入経費等に対する財政支援
 - (3) 被災した高校生が教育を受けるに当たって、早急に必要とされる教科書、教材、通学用品等への県の支援策に対する財政支援
 - (4) 被災により就学支援を必要とする幼児児童生徒は次年度以降も多数見込まれることから、その就学機会を確保するため、平成 23 年度国の一次補正予算により措置された被災児童生徒就学支援臨時特例交付金制度度については、少なくとも 3 年間は継続実施すること
- 6 被災遺児等への支援制度の創設
被災によって親を失った児童生徒を含む被災地の子どもたちが、交流・体験活動等を行うなど、子どもたちの健やかな成長を長期的な支援を行う仕組みづくりが必要であることから、その整備及び管理運営に要する経費への財政支援
- 7 被災地に存する学校の復興及び児童生徒へのきめ細かい教育のための教職員定数の継続的な加配措置及び基礎定数の一定割合（例えば 20%）を震災復興加配として一括措置すること
- 8 被災児童のための放課後の安全・安心な居場所の確保に対する全面的な財政支援
- 9 被災した高校生及び大学生を対象とした給付型の奨学金制度の創設
- 10 被災地域の文化財修復に係る国庫支出金制度交付率のかさ上げ及び国庫補助対象外の文化財への交付対象範囲の拡大
- 11 災害復旧に伴う埋蔵文化財調査及び文化財保存整備への人的・財政的支援
- 12 被災地の復興に必要な多額の財源を確保するため、復興期間中については、義務教育費国庫負担金に係る国庫負担率を 3 分の 1 から全額負担に拡充
- 13 教員と共に児童生徒の学習面や生活面の諸課題に対応する人材が必要であることから、退職教員や教員免許を有しない経験豊かな社会人等を非常勤職員等として配置する場合には必要な経費に対する財政支援
- 14 大学入試センター試験について
 - (1) 大学入試センター試験会場については、これまでどおり、岩手県大船渡市内に設置すること
 - (2) 大学入試センター試験の検定料について、被災した生徒については全額免除とすること
- 15 被災により心にダメージを受けた児童生徒に対する支援

- 被災した児童生徒の心のサポートを行うために必要なスクールカウンセラー（臨床心理士）等の派遣等に要する経費への全面的な財政支援を継続すること
- 16 防災教育等を含めた復興教育の取組への支援
実践事例の収集・紹介や地域住民・他地域の学校との交流などの復興教育を展開するために必要な経費に対する財政支援を行うこと
 - 17 芸術文化活動への支援
被災地における文化芸術活動の早期復興を図るための取組（巡回公演の実施、芸術家等指導者の派遣、民俗芸能団体の備品修復支援等）に広く活用できる補助金等を措置すること
 - 18 私立学校の復旧事業に対する補助率の大幅なかさ上げ、特に幼稚園に対しての国費による全面的支援、災害復旧事業事務手続きの大幅な簡素化及び災害復旧事業の期間の延長を行うこと
 - 19 私立学校が被災した生徒に対し行う経済的負担の軽減に対する財政的支援の対象の拡大
 - 20 日本私立学校振興・共済事業団既往融資資金の免除又は猶予等
 - 21 私立幼稚園への経常費助成について、5月1日を基準日とした運用の緩和
 - 22 私立学校の被災時の電源確保に対する支援
 - 23 被災した高等教育機関等の再建
国公立大学をはじめとする被災した高等教育機関及び試験研究所の再建・維持存続のため国による全面的な財政支援
 - 24 国際科学技術研究拠点の形成
 - (1) 防災に関する学術的・実践的な研究等を総合的に推進するため国際的防災研究拠点の整備
 - (2) 海洋物理、海洋生物、海洋地質等広範な研究機能を集積した海洋に関する総合的研究拠点の整備
 - (3) 加速器空洞等関連研究開発施設等の素粒子・エネルギー研究拠点の整備
 - 25 災害に強い新しい社会環境づくり
 - (1) 三陸をフィールドとする再生可能エネルギーの実証試験機関（日本版 EMEC）の設置
 - (2) 三陸の電源確保のための水産業と協調した洋上風力発電設備メガソーラー発電設備等の整備
 - 26 知の資産と地域資源を生かした新たな産業の創出支援
 - (1) コバルト合金、バイオマス資源を活用した新素材・新エネルギーの研究開発の推進と拠点化
 - (2) 農林水産資源を活用した食品系高機能素材の研究開発の推進と拠点化
 - 27 国による環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化等
空間線量率、降下物、水道水、土壌、海洋等に係る環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化や、これらの安全基準等の制定と統一的な運用、測定結果・評価結果の速やかな公表、国民への丁寧な説明について、国の責任による確実な実施
 - 28 環境放射能モニタリング監視体制強化に要する委託費の増額
国からの委託により各都道府県が実施している環境放射能モニタリングについて、東京電力福島第1原子力発電所の事故後、国からの指示に基づき監視体制を強化したことにより生じている費用分の委託費の増額
 - 29 放射性物質の影響を把握するための本県全域での航空機モニタリングの早期実施
国においては、広域の放射性物質による影響の把握等のため、福島県及び宮城県等において、地上に蓄積した放射性物質からのガンマ線を、広範囲かつ迅速に測定する航空機モニタリングを実施しているが、このデータによれば岩手県南部が宮城県中央部よりも高い空間線量を示していることから、本県全域を対象とした航空機モニタリングを早期に実施すること
 - 30 放射線検出問題に対する学校等への支援
 - (1) 学校等の校舎・校庭・プール等の利用判断に係る考え方及び児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた対応について明示すること

- (2) 県内学校で十分モニタリングができるような機器（シンチレーションサーベイメータ一、積算線量計）の配備及び体制の整備に係る支援
- 31 放射性物質を含む上下水道及び工業用水道の汚泥に係る処分方法の変更や保管、処理場周辺等のモニタリングなど、原子力災害に伴い新たに生じた費用に対して全額国の負担とする財政措置

【厚生労働省】

- 1 被災した全ての医療施設、医療従事者養成施設等の早期復旧に対する手厚い支援
- 2 被災地域を対象とした地域医療の復興に向けた新たな基金の造成のための財政支援
- 3 仮設診療所整備の地域の実情に応じた運用
- 4 被災地の中核病院に対する医師、看護師等の派遣支援
- 5 被災地における通院のための交通機関への支援
- 6 復興に向けた医療連携の取組に対する支援
- 7 災害拠点病院における備蓄の充実
- 8 災害派遣医療制度の充実
- 9 地域医療を担う薬局の機能再生に向けた支援
- 10 地方公共団体や職能団体の保健師等専門職員の被災自治体への長期的な配置に対する支援
- 11 特定健康診査への必要な健診項目の追加に係る財政支援及び被災者に対する健康診査の実施
- 12 被災児童のこころのケアや生活支援の充実
- 13 母子寡婦福祉資金貸付制度の拡充
- 14 安心こども基金（保育所緊急整備事業）の恒久化
- 15 放課後児童クラブの運営費補助に対する適用基準額の弾力的な運用
- 16 児童相談所の職員配置に係る支援の充実
- 17 社会福祉施設等の早期復旧に対する手厚い支援
- 18 社会福祉施設等耐震化等特別対策事業の実施期限の延長
- 19 被災地の精神保健活動を担う人材の確保及び財政支援制度の創設
- 20 被災を理由とする日常生活用具給付等事業及び補装具費の負担に対する手厚い支援
- 21 被災障がい者（児）を緊急的に障がい者支援施設等に措置した際の手厚い支援
- 22 被災地の障がい者雇用や福祉的就労に関する恒久的な支援策の創設
- 23 被災者に対する心身障害者扶養共済制度の掛金の減免措置に対する財政支援
- 24 被災により急増が予想される患者に対応する精神科救急医療施設への補助制度の充実
- 25 障害者自立支援対策臨時特例基金の期間の延長及び積み増し
- 26 こころのケアチームの派遣に係る継続的なあっせん及び派遣経費に対する手厚い支援
- 27 「岩手県こころのケアセンター（仮称）」及び「地域こころのケアセンター（仮称）」の設置・運営に対する新たな財政支援制度の創設
- 28 地域自殺対策緊急強化基金の期間の延長及び積み増し
- 29 生活福祉資金貸付制度の貸付原資に対する手厚い支援と全ての被災世帯を適用対象とする特例措置等
- 30 津波被害から地域を守る福祉のまちづくりのための新たな基金の創設
- 31 社会福祉施設及び介護保険施設等への継続的な人的支援
- 32 被災した介護保険施設等の入所者受入れに係る特例措置の継続
- 33 被災者に対する介護保険料及び利用料（利用者負担）の減免措置に対する財政支援の拡大
- 34 被災市町村の要介護認定事務の簡素化
- 35 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の期間の延長と拡充（積み増し及び弾力的運用）
- 36 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大及び手厚い支援（具体例）

- ・ 買取りによる応急仮設住宅に係る維持経費
 - ・ 被災者の移動手段の確保のため、避難所等から医療機関や生活物資調達拠点を結ぶ県及び市町村が運行している無料バス等の輸送経費
 - ・ 応急仮設住宅の設備の保守管理及びコミュニティ確保対策のための施設整備（ベンチ、プリンター、遊具等）、内陸部の避難所扱いとなる公営住宅の附帯設備
- 37 災害救助法に係る事務処理の簡素化
- 38 応急仮設住宅の建設支援等及び入居者の生活に必要なサービス提供施設の整備促進（応急仮設住宅等の建設に係る全面的な財政措置）
- 39 応急仮設住宅等への入居後における家計負担の軽減
- 40 災害救助法に係る応急修理制度の所得制限の撤廃
- 41 特別立法による被災者生活再建支援の特例的基金の創設
- 42 被災者台帳作成のガイドラインの策定及び財政支援
- 43 放射能測定機（GMサーベイメーター）の装備に係る財政的支援
東京電力福島第1原子力発電所の事故を受け、県内各保健所への環境放射能測定機の装備への財政支援
- 44 放射能検出問題に対する児童福祉施設への支援
- (1) 保育所等児童福祉施設の施設・園庭等の利用判断に係る考え方及び児童が施設等において受ける線量低減に向けた対応について明示すること
 - (2) 県内保育所等児童福祉施設で十分なモニタリングができるような機器（シンチレーションサーベイメーター、積算線量計）の配備及び体制の整備に対する支援
- 45 地域の雇用維持・拡大に繋がる各種支援の拡充
- (1) 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な支援対策の推進
 - ① 被災事業者に対する雇用調整助成金等の拡充（助成額・助成率の引き上げなど）
 - ② 被災した労働者・離職者等に対する雇用保険の給付日数の延長（特定受給資格者（解雇等による離職者等）の場合 現行：最高330日）
 - (2) 被災地域における雇用創出のための雇用対策基金の要件緩和等
 - ① 被災した労働者・離職者等に雇用の場を創出するための雇用対策基金のさらなる増額と期間延長
 - ② 災害復旧のための建設土木事業への対象拡大
 - ③ 緊急雇用基金内の事業間の流用のさらなる緩和、及び緊急雇用基金とふるさと基金間の流用についての運用拡大
 - (3) 店舗、工場の修復及び新增設等施設への補助と人件費助成のパッケージ型国庫補助制度の創設
 - ① 被災地域における事業所の新增設、離職者の雇用に対する地域雇用開発助成金の助成対象の拡大、助成額・期間の拡充
 - ② 雇用対策基金事業の事業所施設設備整備への対象拡大
- 46 被災した県立職業能力開発施設及び認定職業訓練施設の早期復旧への全額国庫負担による財政支援の拡充及び来年度以降の財政支援の継続
- 47 被災した市街地・集落の復興（区画整理、集団移転等）に対応した水道施設整備への国庫補助制度の創設及び手厚い特定補助率の適用
- 48 水道施設等の災害復旧事業の、災害査定及び復旧工事に要する測量、調査、設計等の費用への国庫補助制度の適用、設計変更等の事務手続きの簡素化及び事業期間の延長等の見直し

【農林水産省】

- 1 国家プロジェクトとしての水産業の復旧・復興支援
- (1) 漁業と流通・加工業の一体的な再建
 - ① 漁船・漁具・定置網施設の取得及び地域の造船所の復旧に係る全面的な財政支援、並びに造船メーカーの小型漁船の供給力向上

- ② 養殖施設、サケふ化場等種苗生産施設及び魚市場等流通・加工施設など、生産から流通・加工まで一連の共同利用施設を対象とし、原形復旧に止まらない、施設・設備の本格的な復旧・整備を可能とする高率補助等による支援
 - ・震災後の水産業再生を促進するための高率補助の交付金の創設
 - ・災害復旧事業の補助額算定基礎を償却残額ではなく整備費とする特例措置
 - ・設計監理費を災害復旧事業の補助対象として追加
- ③ 既に着手した各種復旧措置に対する遡及的支援
- ④ 広範・多様な被災施設等を複数年度にわたって段階的・計画的に整備するための制度、予算の措置
- ⑤ 民間事業者の水産加工施設・機器整備への支援
- (2) 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の円滑な再開
 - ① 漁協が一括購入し、組合員が共同利用する漁船・漁具等の整備への支援の継続
 - ② 県有を含む種苗生産施設の復旧・整備や養殖用種苗の確保への支援
 - ③ 水産業再生の中核となる漁協の事業推進機能を早期に回復するための、事務所・設備等の復旧への支援
 - ④ 漁協を核とした漁業、養殖業の円滑な再開を推進するための、漁協・漁連等関係団体の運営経費への支援
- (3) 漁港等の復旧・復興
 - ① 災害復旧事業の国庫負担率、国庫補助率の引上げ
 - ② 水産関係施設災害復旧事業査定設計委託費補助金、漁港関係災害関連事業や復旧・復興に関連した水産基盤整備事業、及び海岸保全施設整備事業等の補助率の引上げ
 - ③ 被災した漁業集落の移転や集落内道路等の整備を行う漁業集落環境整備事業の補助率の引上げ
 - ④ 漁港環境施設、海岸環境施設、漁港施設用地、遊漁船用施設、漁業集落環境施設等を漁港関係災害関連事業の対象とするとともに、激甚災害指定に伴う特別財政援助の対象とすること
 - ⑤ 「災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策」について、災害復旧と連携して用地等のかさ上げ、排水対策等漁港機能回復を図るための整備が、被災した全ての漁港で行えるよう制度の拡充
 - ⑥ 災害復旧事業等の事業期間（原則3ヶ年）の延長や災害査定及び復旧工事に必要な測量及び試験費を災害復旧事業の対象とするなど、災害復旧制度の柔軟な運用や要件緩和
 - ⑦ 地域づくりの方向性との整合を図りつつ、津波シミュレーションに基づき地方公共団体が決定した海岸保全施設のかさ上げ工事について、激甚災害指定に伴う特別の財政援助によりかさ上げされた災害復旧事業の補助率と同等の補助率となる事業を創設すること
 - ⑧ 被災した建設中の施設等についての災害復旧事業への適用
 - ⑨ 被災した漁業集落環境施設の調査設計委託費を「水産関係施設災害復旧事業査定設計委託費補助金」の対象とすること
 - ⑩ 台風や低気圧来襲時の漁船転覆等を防止するため、緊急に漁船陸揚げクレーンを設置する事業の創設
 - ⑪ 全国的な津波対策の見直しや設計基準等の早急な見直し
 - ⑫ 災害に強い地域づくりのための津波避難兼用複合建築物（水産加工場兼用津波避難ビル等）の整備に対する支援制度の創設
 - ⑬ 国庫補助事業等により取得した漁港施設等に係る財産処分や漁港施設利用計画変更などについて、制度の柔軟な運用や要件緩和
 - ⑭ 漁港の指定（合併、取消、区域変更等）についての制度の柔軟な運用や要件緩和
- (4) 漁業者等の生活補償等
 - 被災した漁業者が漁業収入を得られるまでの雇用の場の確保等、生活支援策の実施、継続

2 農業・農村の復旧・復興対策

(1) 農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実

- ① 被災住民が農林水産業をはじめとする就業の場を確保しつつ、今後においても地域に居住し、安全・安心な暮らしを享受していけるよう、新たな地域づくりに向けた事業予算を重点配分するなど全面的に支援すること
 - ア 防災機能の強化に向けた農地海岸保全施設の整備について、東日本大震災による津波の規模を斟酌した防災設計基準等を早急に確立し、国の全額負担による早期復旧
 - イ 被災地の早期復旧や新たな地域づくりの一翼を担う、農業農村整備対策予算等の重点的な配分
- ② 沿岸地域の食料供給力の維持・確保に向け、地盤沈下した農地や用排水路等の早期復旧、塩分など農作物の生育に障害を及ぼす物質の除去に対し、万全の対策を講じること
- ③ 未曾有の大災害に的確に対応し、被災地域を早期に復旧・復興させるため、農地・農業用施設災害復旧事業等の制度の見直しや拡充を行うこと
 - ア 災害復旧事業と「併せ行う事業」の限度額や面積等の採択要件の大幅な緩和
 - イ 非農用地を含む土地利用の大胆な見直しにも対応した、農業・農村基盤の整備が可能な制度の創設
 - ウ すべての農業生産基盤の早期復旧に向け、国庫補助対象を1箇所工事費が40万円未満の小規模災害にも拡大するとともに、国庫負担割合、起債充当率等の取扱を40万円以上の災害と同様とする措置の実施
 - エ 災害査定や計画変更等に係る事務手続きの簡素化や事業期間の延長
 - オ 被害調査や査定設計委託及び災害復旧関連事業の事業計画書作成等に要する費用に対する全面的な財政支援
 - カ 災害復旧事業に係る工事雑費や事務費等への国庫補助の復活
 - キ 農業集落排水施設に係る特別の財政援助の拡充
 - ク 地域づくりの方向性と整合を図りつつ、津波シミュレーションに基づき決定した海岸保全施設のかさ上げについて、災害復旧事業と一体かつ、同等の補助率で早期に実施可能な制度の創設
- ④ 各種事業に係る国庫補助・負担率の引き上げや地方財政措置等の拡充など、被災地域の農業者への全面的な財政支援
 - ア 災害関連事業や被災地域の復興に向けて実施する農業農村整備事業等に対する全面的な財政支援
 - イ 被災した農業者等の土地改良事業負担金や土地改良区賦課金等に対する全面的な財政支援
 - ウ 被災した土地改良区の事務所や設備等の再建、並びに復興に係る体制強化に対する全面的な財政支援
 - エ 農業農村整備事業等を実施中の農地・農業用施設等の被災に対する災害復旧事業の適用
 - オ 地震に伴う地殻変動により補正が必要となった確定測量成果等の追加作業に対する全面的な財政支援

(2) 被災地域における新たな産地づくりに向けた総合的な支援

- ① 被災地域の復興計画に位置付けられた、園芸や畜産のモデル団地の形成に必要な施設用地の造成、生産施設・機械等の整備を全面的に支援する制度の創設
- ② 新たな産地の担い手を計画的に確保・育成するため、新規就農者等に対する経営管理能力の向上や実践研修、初期投資の軽減に活用する基金制度の創設
- ③ 沿岸地域などで6次産業化に取り組もうとする事業者等の施設の整備について、全面的な財政支援を行うこと。

(3) 農業者等の経営再建に向けた支援

- ① 営農再開に必要な生産施設・機械の購入経費に対する全面的な支援制度の創設

- ア 東日本大震災農業生産対策交付金について、交付率の引き上げ、柔軟な事業採択、事務の簡素化、事業メニューの拡大及び来年度以降の継続実施
- イ 被災農家経営再開支援事業について、復旧状況に応じた事業実施期間の延長と営農継続要件の緩和
 - ② 燃油や飼料の不足に起因した生乳の廃棄、家禽の死亡による損失補てん制度創設
 - ③ 市町村等が新山村振興等農林漁業特別対策事業を活用して整備した交流施設等の復旧に対する支援制度の充実
 - ④ 青果卸売市場施設の整備について、全面的な財政支援
 - ⑤ 被災した農協の事務所、農業者等が共同で利用する施設等の再建に対する全面的な財政支援
- 3 森林・林業、木材産業の復旧・復興対策について
 - (1) 公共土木施設等の復旧の支援
 - ① 林野関係災害復旧事業に対する補助率の引上げ及び地方負担に対する特別交付税措置による全額国費措置(治山、林道)
 - ② 地域づくりの方向性と整合を図りつつ、津波シミュレーションに基づき決定した海岸保全施設のかさ上げについて、地方負担が激甚災害指定に係る災害復旧事業と同等の補助率となる事業の創設
 - ③ 壊滅的な被害を受けた防潮林の復旧を図るため、全額国庫負担の復旧対策事業の創設
 - (2) 林業関係施設の復旧等の支援
 - ① 被災した合板・製材工場の本格的な復旧・整備に向け、損壊した施設・機械設備の再整備等に対する支援制度の創設
 - ② 原木等の受入れ停止による素材生産業者等への影響を軽減するため、被災した合板・製材工場が再稼働するまでの地域外への運搬経費支援の継続や原木チップの支援対象への追加
 - ③ 被災した森林組合等林業事業体の本格的な素材生産事業の再開に向け、流失・損壊した高性能林業機械等の再整備等に対する支援制度の創設
 - ④ 被災した森林組合事務所等の再建に対する全面的な財政支援
 - (3) 地震火災の延焼により発生した森林火災の跡地復旧を確実に進めるため、森林所有者に負担を求めず被害木の除去や復旧造林を行うことが可能な全額国庫負担の森林火災跡地復旧対策事業の創設
- 4 被災農林漁業者の二重債務問題の解消
被災農林漁業者等が、不安なく農林漁業の再生に取り組めるよう、既往債務について、元金償還や利子支払の一時猶予、償還期限の延長など、特別な措置の実施
- 5 農振法及び農地法の規定を緩和する特区による対応
市町村が定めた復興計画に基づき、住宅地や事業所などの用途として土地利用を行う場合には、市町村長の権限で一括して農振除外、農地転用を可能とする特区を設置
- 6 福島原子力発電所事故による畜産被害等への対応
 - (1) 安全・安心な牛肉の流通体制の構築
 - ① 既に市場に出回っている牛肉のうち、放射性物質の暫定規制値を超過した牛肉は、国が買い上げ市場から隔離
 - ② 国の責任において、肉用牛の放射性物質の全頭検査を実施し、暫定規制値を超過した牛肉は、国が買い上げ市場から隔離
 - (2) 風評被害の防止等
 - ① 牛肉の安全性についての正確な情報提供やPR活動の実施
 - ② 県、市町村、団体等が実施する風評被害防止対策に要する経費に対して支援
 - (3) 畜産農家等の経営安定対策
 - ① 検査体制の不足や市場価格の下落等による出荷遅延・調整に伴う掛かり増し経費及び中途死亡等による損失を全額補てん
 - ② 枝肉価格や子牛価格の低下による損失に対する全額補てん

- ③ 畜産農家等を対象とした無利子・無担保・無保証の融資制度の創設
- (4) 畜産農家等に対する損害賠償の確実な実施
 - ① 東京電力による損害賠償が十分かつ迅速に行われるよう国が責任をもって対処
 - ② 損害賠償手続きを進める各県の損害賠償対策協議会の活動に要する経費（弁護士報酬を含む）については、畜産農家等の負担が生じることのないようにすること
- (5) 安全な粗飼料の確保対策
 - ① 安全な稲わらや牧草などの粗飼料確保のため、全国的な調整や代替飼料のあっせんなどをすること
 - ② 放射性物質の暫定許容値を超過し、利用できなくなった稲わらの管理・処分方法について、早急に明確な方針を示すとともに、その処分経費を全額補てん
- (6) 放射性物質が含まれる可能性のある堆肥等の対策

放射性物質の基準値を超過し、利用できなくなった堆肥等の管理・処分方法について、早急に明確な方針を示すとともに、その処分経費を全額補てん
- (7) 放射性物質の検査体制整備に対する支援措置

放射性物質の検査体制を早急に構築するため、検査機器の整備費用や検査実施に要する経費に対して全面的に支援し、検査機器の確保を関係事業者等に働きかけること。

【経済産業省】

- 1 再建に大きな障害となっている企業の既存債務について、早期解決に向けた国による地域の実情に合わせた積極的な支援を行うこと
- 2 県・市町村が実施する災害復旧のための融資制度に対する助成（原資の提供、利子・保証料補給への助成（償還期間の猶予、償還減免））
- 3 設備資金貸付・設備貸与事業の貸付規模の拡大及び貸付条件の緩和（従業員数・無利子）
- 4 中小企業高度化事業の貸付条件の緩和（大企業の出資割合、償還猶予期間の延長及び償還減免）
- 5 中小企業信用保険法の特例措置の改善（特別小口保険の限度額の引き上げ）
- 6 被災した事業協同組合や中小企業グループ等が事業継続に必要な店舗、工場などの建物、設備を再建、補修、購入するための経費を対象とした補助制度の拡充（予算の増額、期間の延長、要件の緩和）及び県負担分に係る財政措置
- 7 個々の小規模事業者を直接支援する補助制度の創設
- 8 新たな工業用地整備に係る経費を対象とした国の支援制度の創設
- 9 被災した商工会議所及び商工会に対する復興に係る組織体制強化に要する経費に対する補助制度の創設
- 10 事業協同組合の復興に関する岩手県中小企業団体中央会の支援体制強化に係る経費に対する補助制度の拡充
- 11 地震リスク軽減のための支援策の創設（公的な事業用資産向け地震保険制度の創設、地震保険料相当額を固定資産税から減免等）
- 12 返済資金の無利子化、事業用施設・設備等の修繕助成などの復旧から、事業の拡大発展に向け、被災した中小企業の事業再構築を支援するための復興ファンドの組成
- 13 復旧に要する物資・資材の安定供給、適正な価格の維持、被災地への優先的な配分
- 14 物流インフラ等の事業環境の整備支援（高速道路無料化、JR貨物輸送及び港湾（仙台湾、釜石港）の早期復旧、JR貨物輸送料及び港湾使用料の免除等）
- 15 沿岸地域の拠点事業所を核とした地域経済の再生支援
 - (1) 事業所再建に対する直接的支援措置の創設
 - ア 事業所再建に対する直接補助制度
 - イ 自治体が支出する補助金に対する財政措置
 - (2) 拠点事業所が行う環境整備（雇用維持に向けた社宅等の整備）に対する直接補助制度の創設
 - (3) 被災地に新規立地する事業所に対する直接的支援措置の創設

- 16 東北地域内で完結する生産体制の構築支援
 - (1) 自動車、半導体関連産業等の既存産業の高度化、新分野への進出及び研究開発拠点設置を目的とした建物・設備の新設・修繕等を行う企業に対する大型設備導入及び人材育成に関する直接的支援措置の創設
 - (2) 被災企業が作成する再建計画に基づく、主としてソフト部分に関する総合的な補助制度の創設
 - (3) 雇用創出のため自治体が負担する新規立地等促進補助金に対する財政措置
 - (4) 国税の減免（投資減税の創設）、及び地方税の減免に対する財政措置
 - (5) 地方税の申告・納期限の延長による地方税収入の減等に伴う地方自治体の減収に対して国の全面的な財政措置
 - (6) 特別法の制定や「ものづくり特区」等の優遇策による産業集積への支援を強化
- 17 建設資材等の供給支援（被災地域の民間工事に対する建設機械、資機材の優先供給）
- 18 電力の早期復旧、安定供給支援
 - (1) 県内への電力の継続した安定供給について電力会社への指導
 - (2) 内陸部を含め、県内における電力の使用制限の非実施
- 19 被災企業向けの貸（仮設）工場整備支援
 - (1) 貸（仮設）工場の建設及び使用料等に対する中小企業高度化資金貸付事業の貸付条件の緩和（大企業の出資割合の拡大等）や補助制度等の創設
 - (2) 空き工場を利用して再建する場合の使用料等に対する補助制度の創設
- 20 企業敷地のがれき撤去支援（工場復旧、復興に向けたがれき撤去に係る補助制度の創設）
- 21 災害に強い新しい社会環境づくり
 - (1) EV・PHV車のカーシェアリングや再生可能エネルギー活用充電インフラ施設整備など、最先端技術を導入した、都市再生の実践を支援する補助制度の創設
 - (2) 不安定な出力の海洋再生可能エネルギーを東日本全体で平準化する超広域スマートグリッドの整備
- 22 ガス供給の早期復旧（ガス供給の早期復旧支援）
- 23 輸出处工業製品や食品等の放射線量検査証明に係る企業等の負担軽減のための所要の措置及び国内外に向けた確かな情報発信の実施
- 24 国による環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化（空間線量率、降下物、水道水、土壌、海洋等に係る環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化や、測定結果・評価結果の速やかな公表について、国の責任による確実な実施）
- 25 放射性物質を含む上下水道及び工業用水道の汚泥に係る処分方法の変更や保管、処理場周辺等のモニタリングなど、原子力災害に伴い新たに生じた費用に対して全額国の負担とする財政措置
- 26 亜炭採掘跡の陥没被害の緊急保全対策に係る財政的支援（今回の震災により、亜炭採掘跡に位置する住宅敷地、農地等で新たな陥没被害が多数発生していることから、災害復旧工事に必要な旧鉱物採掘区域災害復旧補助金などの財政的支援）

【国土交通省】

- 1 災害廃棄物（がれき）の早期処理に向けた支援
 - (1) 災害復旧事業等によるがれき処理について、対象範囲を港湾区域及び海岸区域の全域に拡大
 - (2) 災害復旧事業等によるがれき処理について、環境省所管の災害等廃棄物処理事業と同様に全額国の負担とする財政措置
 - (3) 被災したコンクリート構造物等の破砕機械の確保に対する広域的な調整・支援
- 2 応急仮設住宅の建設に係る全面的な財政措置
- 3 仮設住宅からの通学や学校の仮設校舎への通学に係る通学路の整備及び輸送手段の整備
- 4 避難所を土砂災害等の二次災害から守るための安全確保対策に対する支援措置
- 5 被災者の生活の安定と住宅の再建等への支援

- (1) 災害公営住宅の整備に対する補助率の引上げや都市再生機構等の活用による事業実施体制の構築、定期借地権設定等による被災者の住宅確保に向けた対策の充実
- (2) 被災した住宅の再建・修繕、個人宅地の復旧（擁壁の崩壊、宅地地盤の沈下等）を早急に行うための支援制度の創設
- (3) 個人の未払い住宅ローン等に係る二重債務問題に係る早期解決に向けた積極的な支援
- 6 県及び市町村が管理する道路、下水道、公営住宅等の公共土木施設等の早期復旧に向けた国庫補助・負担率の引上げや地方負担に係る全額交付税措置、調査設計等に要する費用に係る国の全額負担等の全面的な財政支援
- 7 国が実施する道路、港湾等の直轄災害復旧事業の地方負担に対する全額国庫負担等の全面的な財政支援
- 8 ふ頭用地等起債事業による港湾施設の災害復旧について、公共土木施設等災害復旧国庫負担法並みの財政支援
- 9 公共土木施設の災害復旧等について、被災状況を踏まえた災害査定の柔軟な対応、設計変更等に係る事務手続きの簡素化、事業期間の延長等の措置
- 10 防波堤、防潮堤等の防災施設について、東北地方太平洋沖地震による津波等の規模を勘案した設計基準等の確立
- 11 災害復旧や復興事業に係る資材、燃料、機械の安定的な供給
- 12 上下水道や市場など地方公営企業（上下水道、市場）等に係る災害復旧事業債に対する交付税措置の拡充
- 13 建設工事請負契約書及び設計業務等委託契約書に基づき請負者又は受注者から請求される不可抗力による損害の費用に対する財政措置
- 14 被災地の早期復興に向けた総合的なまちづくり制度の創設
 - (1) 土地利用計画の調整の迅速化
 - ・ 各個別法の調整手続きの一元化や国（同意）協議等の手続きの省略等の大幅な土地利用計画の見直しに速やかに対応する仕組みの導入
 - ・ 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更に関する関係省庁協議や審議会等の手続き省略等の簡素化
 - ・ 市町村の地域特性や復興の進捗に応じた都市計画の実施を可能とするため、都市計画区域の指定等（都市計画区域及び準都市計画区域の指定、都市計画に関する基礎調査の実施、都市計画マスタープランの決定）の決定権限を市町村に移譲し、大臣協議を知事協議とする等の見直し
 - (2) 市街地整備に関する手続きの簡素化
 - ・ 土地区画整理事業の手続きの簡素化（市町村の復興計画に位置づけられた土地区画整理事業の都市計画決定及び知事認可の省略、既定の原則にこだわらない柔軟な換地設計、既存制度より簡易に権利者の確定（相続人の確定を含む）・境界の確定を可能とする仕組み及び公的機関が支援する仕組みの導入等）
 - ・ 市町村が復興計画で定められた事業を実施するための開発行為に対する知事の許可・協議を不要とする等の緩和措置
 - (3) 被災市街地復興区画整理事業に代わる新たな制度の創設（補助率の引上げ、補助対象の拡充（宅地かさ上げ費等）、都市計画区域外への適用、建築行為の制限期間の延長、避難路を整備するための仕組みの導入等）
 - (4) 防災集団移転促進事業の拡充（補助限度額のかさ上げ、被災した土地の被災前の価格での買い取り、住宅建設資金の給付、採択要件の緩和、補助率の引上げ、早期住宅移転と従前地の換地集約・市街地再編を図るための土地区画整理事業との組合せによる制度改善等）
 - (5) 避難ビル建設に係る構造強化や高層化、敷地の共同化のための費用、被災した鉄筋コンクリート建てホテル等の避難ビルとしての活用等に対する全面的な支援
- 15 復興事業としての社会資本整備等の促進
 - (1) 三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道の三陸沿岸地域を縦貫する道路、内陸と三陸沿岸地域を結ぶ東北横断自動車道釜石秋田線等の3年間での重点

的な整備及び5年以内の全線開通

- (2) 宮古盛岡横断道路（国道 106 号）の直轄権限代行による早期整備
 - (3) 道路事業に係る防災面の効果等を考慮した総合的な評価の実施
 - (4) 湾口防波堤及び静穏度確保のための防波堤等の港湾施設の復旧・整備
 - (5) 市町村の復興まちづくりと一体となって県が実施する防潮堤、河川堤防等の津波対策施設のかさ上げなどに対する災害復旧事業と同等の支援制度の創設
 - (6) 国営公園としてのメモリアル公園等の整備
 - (7) 直轄事業の実施に係る地方負担に対する全面的な財政支援又は直轄事業負担金制度の廃止
 - (8) 復興完了までの「復興枠」としての直轄事業の安定した予算の確保
 - (9) 直轄事業を強力に推進するための体制強化
 - (10) 被災した県及び市町村が実施する社会資本整備に対する補助事業、社会資本整備総合交付金等の補助率等の引上げや補助対象の拡充を含む、被災地の早期復興に向けた「復興枠」としての社会資本整備費の重点投資
- 16 沿岸地域の拠点企業が所有する専用岸壁等の重要な施設の復旧に対する国の適切な支援
 - 17 被災市町村の震災復興計画の策定や、復興事業の実施等に係る国及び都市再生機構等関係機関による継続した支援の強化
 - 18 特定利用斜面保全事業（急傾斜）の補助率の引上げ及び受益者負担金の免除
 - 19 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択要件の拡充（自然斜面に加えて人工斜面（宅地擁壁等）の追加、がけ高の緩和等）
 - 20 物流等の経済的負担を軽減し、早期復興を県内外から支援するため、被災地を往来する車両の高速道路料金の無料化
 - 21 三陸鉄道の復旧に際して、地元自治体や事業者の負担のない国による新たな制度の創設又は現行制度の補助率を最大限引上げること
また、長期間の運休により大幅な収支悪化が見込まれる三陸鉄道及び代行バスの運行経費に対し、財政支援措置を講じること
 - 22 JR八戸線・山田線・大船渡線の早期復旧に向け、東日本旅客鉄道㈱への支援・協力を講じること
 - 23 被災者の移動手段の確保のため、避難所等から医療機関や生活物資調達拠点を結ぶ県及び市町村が運行している無料バス等の輸送経費やバス事業者の被災施設の復旧・車両購入等に際し、財政支援措置を講じること
また、今回の大震災により、多くのバス路線が国庫補助要件の対象外となることから、補助要件の緩和を講じること
 - 24 被災した観光施設等が事業継続に必要な施設、設備を再建、補修、購入するための経費を対象とした大型補助制度の創設
 - 25 宿泊施設等が地域において「避難ビル」として活用されるための設備等への支援
 - 26 被災県訪問に係る渡航制限や国内外の旅行自粛ムード及び放射性物質による風評を払拭し、旅行需要を喚起するため、総合的かつ適切な情報を広く発信するなどの所要の措置を実施
 - 27 放射性物質を含む上下水道及び工業用水道の汚泥に係る処分方法の変更や保管、処理場周辺等のモニタリングなど、原子力災害に伴い新たに生じた費用に対して全額国の負担とする財政措置
 - 28 大規模災害時において、応援部隊の活動拠点や援助物資の搬出拠点等となる広域防災拠点の整備

【環境省】

1 廃棄物施設の復旧に対する支援

廃棄物処理施設の復旧について、災害廃棄物の処理を適正に進めるため、全額国庫負担とするとともに、建設中又は供用開始前の廃棄物処理施設であっても、復旧に要する

- 場合と同等の国庫による負担を適用
- 2 災害廃棄物の処理に対する支援
 - (1) 経済性・効率性に配慮した廃棄物からの除塩処理の研究・開発
 - (2) 災害廃棄物についても放射性物質が含まれている懸念があり、広域処理に対し他自治体が慎重姿勢となっていることから、広域的な調整・支援の強化
 - (3) 災害等廃棄物処理事業費補助金について、大企業の事業所の解体費用についても、発災日までの遡及を含む補助の適用を拡大
 - (4) 処理施設を公設する場合の財政措置及び許認可の簡素化等の措置（特区制度等）
 - 3 国立公園施設の早期復旧
 - 4 激甚災害の指定に伴う特別の財政援助の対象にごみ処理施設、廃棄物処理事業等を加えるとともに、適用要件の緩和及び対象事業の助成率の引上げ
 - 5 被災者の生活基盤の確保及び被災地域における早期復興を図るため、個人が浄化槽を設置する浄化槽整備事業の助成率の引上げ
 - 6 被災した市町村等の財政負担を軽減するため、浄化槽の維持管理に対する助成制度の創設及び浄化槽整備事業の事務費への人件費の追加等
 - 7 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援
 - (1) 太陽光発電、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入促進や電力自給・制御システムの構築等に対する基金創設への交付金による支援
 - (2) 上記基金の復興に必要な期間の活用
 - 8 放射性物質を含んだ廃棄物処理
 - (1) 放射性物質を含む下水汚泥等、浄水発生土及び焼却灰について、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下のものは、一定の管理のもと、管理型最終処分場に埋立処分できるととされたが、これらの処理の安全性に関する説明責任を果たし、国民の理解を得るとともに、下水汚泥等以外の廃棄物全般について、統一的な基準を示すなど、放射性物質を含んだ廃棄物処理のための新たなスキームを構築
 - (2) 放射性物質を含む上下水道及び工業用水道の汚泥に係る処分方法の変更や保管、処理場周辺等のモニタリングなど、原子力災害に伴い新たに生じた費用に対して全額国の負担とする財政措置

【共通】

- 1 災害復旧事業等の各種事業に係る国庫補助・負担率の引上げ等の財政措置の拡充
- 2 建設中の施設の被災に対する災害復旧事業の適用等の財政措置
- 3 国庫補助金を導入して整備した施設等の滅失に係る国庫補助金の返還免除
- 4 個人所有の施設の取り壊しに係る補助制度の創設
- 5 今後策定する復興のための計画に基づく事業に係る財政措置の創設（交付金の創設、特別の地方債の創設、元利償還金に対する手厚い財政措置）
- 6 国の補正による国庫補助事業などの対象は、2次補正以降の予算成立日にかかわらず、1次補正予算成立日以降に地方において予算措置したものを対象とすること

